

平成 27 年 度
(平成 26 年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書



平成 28 年 2 月

奄美市教育委員会

目 次

I はじめに

1	制度の趣旨	1
2	点検・評価の対象	2
3	実施フロー	2
4	教育行政評価会議（学識経験者の知見の活用）	2

II 点検・評価（概要）

1	「確かな学力の定着・向上に対する取組」	
(1)	担当課による評価	4
(2)	教育行政評価会議の意見	6
2	「不登校児童生徒への対応」	
(1)	担当課による評価	12
(2)	教育行政評価会議の意見	13
3	「教育環境の整備・充実に対する取組」	
(1)	担当課による評価	16
(2)	教育行政評価会議の意見	17
4	「生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組」	
(1)	担当課による評価	19
(2)	教育行政評価会議の意見	21
5	「スポーツ振興の取組」	
(1)	担当課による評価	23
(2)	教育行政評価会議の意見	24
6	「文化財行政の充実に対する取組」	
(1)	担当課による評価	28
(2)	教育行政評価会議の意見	30

III 参考資料

1	教育委員会の活動状況	
(1)	委員選任状況	35
(2)	会議の開催状況	35
(3)	審議状況	35
(4)	学校訪問等	36
2	実施要綱等	
	・教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱	37
	・教育行政評価会議設置要領	39

教育委員会活動の点検・評価の実施について

I 制度の趣旨

奄美市教育委員会は、鹿児島県教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」及び奄美市将来像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」を受けた基本目標「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を実現するため、「共に生きる教育～あまみの子どもたちを光に～」を基本方針に掲げています。

「共に生きる教育」とは、広く市民がよりよく生きたいという願いのもとに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、及び行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものです。あわせて、科学技術の発達や国際化、情報化、少子化、高齢化などの社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するものです。

そのために、本市の恵まれた自然や教育的風土を生かし、生涯学習の観点に立ち、学校・家庭・地域の連携のもとに、教育・文化・スポーツの振興及び教育諸条件の整備・拡充に努めているところです。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、教育委員会においては毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

そこで、教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様へ説明責任を果たすため、平成 26 年度の事務事業について「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

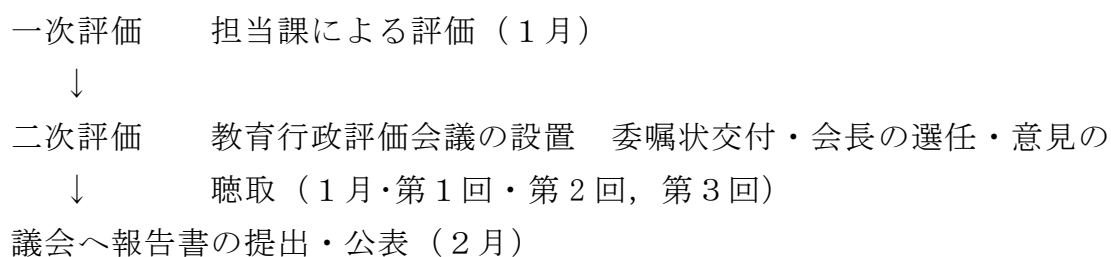
2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「市民が知りたい、分かりやすいテーマ」に絞り込むべきと考え、重要課題であると捉えている 10 項目の中から、今年度は「確かな学力の定着・向上に対する取組」、「不登校児童生徒への対応」、「教育環境の整備・充実に対する取組」、「生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組」、「スポーツ振興の取組」及び「文化財行政の充実に対する取組」の 6 項目を対象テーマとして選定しました。

重要課題であると捉えている 10 項目

- ① 確かな学力の定着・向上に対する取組
- ② 不登校児童生徒への対応
- ③ 特別支援教育の充実に対する取組
- ④ 新時代に対応する教育推進の取組
- ⑤ 教職員の資質の向上の取組
- ⑥ 教育環境の整備・充実に対する取組
- ⑦ 生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組
- ⑧ 社会教育の充実に対する取組
- ⑨ スポーツ振興の取組
- ⑩ 文化財行政の充実に関する取組

3 実施フロー



4 教育行政評価会議（学識経験者の知見の活用）

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方々の意見を聴く「教育行政評価会議」を設置し、委員から様々な意見、提言等をいただきました。

教育行政評価会議委員

氏 名	所 属 等
会 長 有 田 勇	元奄美市立朝日小学校校長
副会長 岡 山 嗣 夫	奄美市体育協会理事長
森 山 利 男	奄美市文化協会事務局長
泉 和 子	奄美市文化財保護審議会委員
春 岡 仗 子	社会教育委員
中 島 秀 一	奄美市P T A連絡協議会副会長

II 点検・評価結果（概要）

1 「確かな学力の定着・向上に対する取組」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

小・中学校において、各種学力調査結果を見ると、学力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等）の二極化現象や個人差が大きく、学校間の差も見られる。

(イ) 基本的な考え方

「確かな学力」の定着・向上を重点課題として位置付け、諸調査による児童・生徒の実態等をもとに、課題を明確にして教育行政上の立場から、目標値を設定する。具体的には、「学力向上に向けた授業改善5つの方策」をもとにした教職員の授業力向上、指導主事訪問による指導方法改善を図ることにより、分かる授業の実践を推進していく。

また、本市の児童生徒の実態に基づいて、個に応じた指導の充実を図っていき、これらの取組について評価を行い、改善を図る。

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから、鹿児島学習定着度調査、標準学力検査、一人一研究授業実施率、学校の校内研修への指導主事等の派遣、あまみ授業セミナー、小・中連携研修会の実施校、特別支援教育支援員配置事業、講師配置事業の8事業を指標とした。

(エ) 「確かな学力の定着・向上に対する取組」に関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
学力の実態把握	1	鹿児島学習定着度調査(小5年4教科, 中1・2年5教科の計14教科)	B	a
	2	標準学力検査(小6年4教科, 中3年5教科の計9教科, 対象学年のいる学校)	B	a
教職員の授業力向上・指導方法改善・個に応じた指導の充実	3	一人一研究授業	B	a
	4	指導主事派遣	A	a
	5	あまみ授業セミナー	A	a
	6	小・中連携研修会	B	a
	7	特別支援教育支援員配置事業	A	a
	8	講師配置事業(「あまみっ子」すくすくプラン)	A	a

【評価】

達成度	内 容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業はほぼ成果をあげているが、少し事業の見直しが必要である。

(カ) 担当課による総評

1 「学力の実態把握」の面から

鹿児島学習定着度調査の結果から、本市と県平均を比較すると、小学校では全教科において県平均を上回っており、概ね学力が定着している。中学校では、中1は英語を除いた4教科、中2は国語を除いた4教科で県平均との差が縮まってきた。しかし、中2については、各教科県平均との差が約5ポイント以上あり、依然として学力向上が喫緊の課題である。

標準学力検査の結果から、小学校では、全学年、全国平均得点率を上回るとともに、同一集団(小5→小6、中2→中3)の経年比較で伸びが見られる学校が小学校で増加した。中学校では全国比を下回っている学校が多い。よって経年比較による学力分析等により学校の状況に応じた指導を継続していく必要がある。

2 「教職員の授業力向上・指導方法改善・個に応じた指導の充実」の面から

① 一人一研究授業

一人一人の教員の授業力向上を目指して実施しているが、期限付教諭も含めて100%の実施率となるよう年度当初からの計画的に進める必要がある。また、個人の課題解決に向けたものとなるよう授業充実を図っていく必要がある。

② 指導主事の派遣

1年間で175回の指導主事派遣を行い、授業への指導・助言を行った。今後も継続的に「学力向上に向けた授業改善5つの方策」について具体的に指導する必要がある。

③ あまみ授業セミナー

鹿児島大学附属小学校・中学校の教諭を講師として招聘し、研究授業(模擬授業)・授業研究・講話を実施した。先進校の実践を間近で参観することができ、授業力向上につながる研修会である。

④ 小・中連携研修会

小・中学校の教員が、お互いの学習指導について理解を深め、円滑な接続に向けた情報を共有したり、互いの指導方法について学んだりすることができるようにした。今後更に中学校区において、共通実践事項の策定と実践化に向けた具体的な取組を推進する必要がある。

⑤ 特別支援教育支援員

特別支援教育支援員を3園・10校に22人を配置した。個に応じた指導の充実につながり、配置校からも大きく評価されている。配置を希望する園・学校が多いことから、1日当たりの勤務時間を5時間とし、できる限り多くの園・学校に配置した。今後も、特別支援教育支援員の勤務時間数を把握するとともに、研修を充実させながら、各学校のニーズに応じた活用が図られるように努めていく必要がある。

⑥ 講師配置事業（「あまみっ子」すくすくプラン）

奄美小6年、伊津部小6年、朝日小5年の36人以上の学級に講師を配置し35人以下学級を編制した。児童一人一人を大切にされた学級経営やきめ細かな指導が行われた。学力検査結果からも、本事業実施学年は、安定した学力が身に付いてきた。また、教師と児童、児童相互の濃密な人間関係の構築がなされた。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 個別シートN o 1の「鹿児島県学習定着度調査」について、課題に各学校に「学力向上に向けた授業改善5つの方策を示す」とありますが、この示すというのは教育委員会が方策を決定し、各学校に示すということによろしいですか。学校によって規模も違うし、子どもたちの人数も違うので、一概に教育委員会からこの5の方策を示す場合と、学校独自に学校単位で5か条を作って実践する場合と、どちらが効果があると考えていますか。

回答) 学校によってはきちっと「学力向上を図るため、授業をこういうふうに改善しましょう。」と、授業のための10か条などを先生方が示している学校もございます。ただ、私どもが示します「授業改善5つの方策」というのは、基本的なこと、それを基にして学校で取り組んでくださいという思いで5つの方策を提示したわけでございます。具体的に申しますと、まず1番目は、「子どもたちに学習のしつけやルールを身につけさせましょう。」ということです。これは話の聞き方や発表の仕方について示している部分でございます。例えば、話の聞き方につきましては、「話をする人を見て、最後までじっくり聞くように子供たちには指導しましょう。」、友達が発表するときには、「発表をする人のほうに体を向けて聴けるよう指導しましょう。」、などそういう基本的なことをもう一度、先生方から子どもに指導していただくとしています。2番目は、板書を工夫するということです。その中でも、特に学習の目当てはきちっと黒板に書くようお願いしています。黒板に「今日はこんなことを学習しますよ。」と明示することで、子どもたちに今日の授業の目

当てを忘れさせないようにするための基本的なことを示しています。3番目は、いろいろな資料の活用や色チョークの使い分け、そして、教師主導型、講義型の授業からの脱却について示しています。子どもたちが活動する時間帯を20分は与えるような形で授業を作ってみてくださいということを指導しています。4番目は、机間指導の充実です。子どもたちが活動している時間帯は先生方も教壇から離れて、机の間を歩いて回って、子どもたちの習熟度を把握しましょうということ指導しています。習熟度を把握しそれを発表に生かしていきましょうということや困っている子どもがいたらその場で指導しましょうということを示しています。5番目は授業充実の3ポイントでございます。この3つのポイントだけは確実に押さえていただくよう指導しております。1つ目に、子どもたちや授業をされる先生も目標をしっかり持ち、それを子どもたちにしっかり理解させましょうということでございます。2つ目に山場の工夫です。子どもたちが活動し一人で学んで友達と話し合って皆で発表する流れをしっかりと作っていきましょうということでございます。3つ目に、授業の終わりにきちんと学習のまとめを行い、振り返ったり、もう一度、習熟度を図るためプリントで練習問題を解いてみるなど、そういう場を設けましょうということでございます。そのような授業作りの全体像のようなものを5つ大きな方策で示しています。これを基に授業の中で先生方が工夫していくことにより少し変化が出てくるのではないかとということで、昨年9月から示しているところでございます。

(イ) 先ほどの説明で学力について全国平均を下回っているとお聞きしました。これに対して、指導主事の方々や講師をお招きして研修会等に臨んでいるようですが、指導主事の方々や講師をお招きした時に、習熟度の低い子どもたちを集めて何かできないのですか。

回答) 学習に悩んでいる子どもたちへ指導主事が個別に指導するという事は、現在のところやっていません。学校で先生方が放課後に子どもたちに対して個別の指導を行っています。朝の時間を活用している学校もあります。学校によって工夫をしながら、朝の時間や放課後を活用して学習面のフォローを行っているということです。指導主事は学校の先生方に対しての指導が中心となっています。

(ウ) 鹿児島学習定着度調査について、個人差、学校間差があるとなっておりますが、ある中学校では、上位10人までは1人を除いてほとんどが塾に行っていると聞きました。通塾との関係、それから2006年に名瀬、笠利、住用が合併していますが、住用と笠利は塾がありません。そういった地域の状況との関係についても調査されていますか。

回答) 通塾の調査については、年度初めに学校で通塾している児童生徒が何名い

るという形で把握しているところでございます。ただその児童生徒の個人名までは把握はしていない状況です。各学校から鹿児島学習定着度調査や標準学力検査など各学校の資料をいただきますので、その時点で3地区の状況について把握しています。地域の特性は出ていると思いますが、塾に行っていないから低いなどの傾向は出ておりません。

(エ) 通塾に関しては家庭の経済面とか、地域的な状況もありますね。

回答) ある中学校では寺子屋とあって、週に1回、水曜日の放課後に学校の1部屋に子どもたちを集め、地域の方と一緒に学習するということが実施されています。配田ヶ丘の公民館でも同様のことが実施されていて、地域の方々にも少しずつ御協力をいただいています。

(オ) 内容の見当がつかないのですが、個別シートN o 2の2番、主な活動の成果指標の目標値で、26年度の小学校7校、中学校4校となっていますが、この目標値はどのようにして決めているのですか。小学校は143%も達成率があるが、どうして中学校は25%になっているのかとか思っている質問です。前年度と比較すると中学校が1校増えたからと思いましたが、中学校が目標値に届かない理由などありましたら教えてください。

回答) 指標につきましては、25年度の目標値が小学校6校、中学校3校で実績値が小学校13校、中学校が2校という状況でございました。25年度の目標値を基に小学校、中学校とも目標値の検討をしたのですが、やはり1校ずつ上げた目標値を設定しました。子どもも高い目標を持ち、学校自身も目標を持つことにより、現状維持ではなく向上心を持って取り組んでまいりたいということでございます。それに基づいて取り組みましたが実績値において中学校が1校となりました。この原因につきましては、やはり授業の中身を変えていかないといけないと分析しています。先ほど学力向上に向けた授業改善5つの方策の中でも申し上げました、「講義型・教授型」の授業、これが非常に多い状況で、今は、それを変えている最中でございます。子どもたちも50分間聴きっぱなし、あるいは、先生が板書を書き写す、それだけでは全然考える力がついていかないのが現状でございます。今はそこを変えていこうとしているところです。小学校が大分変わってまいりました。小学校の授業が、子どもたちに発表させる場、試行錯誤させる場、そのために先生方がいろんな子どもたちに材料を渡して、教具を操作させて、考えさせて、と変わってきました。今、中学校でもそこ入れを図っているところです。あともう一つは、教育長も力を入れている、部活動をしている子どもたちへの学習の場の保証、このことについても各学校にお願いしているところでございます。部活動で疲れ、家で勉強したくてもできない。なので、必ず週1回はノー部活動デーを設定しています。週1回は部活動のない日を設定し、子ど

もたちがしっかり学習できるような形をとる。これを保護者にも理解していただくという取組を昨年度から始めているところでございます。このようにして少しずつ、少しずつ中学校の学力向上も図っていきたいと考えております。そのためにも授業が変わっていけば、子どもたちの授業に臨む態度も変わってくると考えておりますので、そこを重点的に進めていきたいと考えているところでございます。

(カ) 個別シート No.2 の 2. 成果指標に「同一集団において」とあるのですが、これはどういうことですか。

回答) 「同一集団」と申しますのは、例えば、名瀬小学校の 2 年生で 25 年度の成績を見た場合は、26 年度の成績は 3 年生になった同じ子どもたちで見ましようということです。そういう意味での「同一集団」ということでございます。

(キ) 学校数は決まっているのですか。

回答) 目標値の学校数につきましては、年度当初に「前年度何%アップ」という目標を設定している学校をカウントしています。

(ク) 先ほど小中一貫教育で東城小中学校の話がでましたが、併設校においてどういう形で進められているのかももう少し内容を説明していただけますか。将来的には小中高まで一貫教育にならないかと考えているのですが。

回答) 小中一貫教育と申しますのは、小学校と中学校の壁をできるだけ無くしていこうという取組でございます。中学校の先生が小学校で授業をしたり、小学校の先生が中学校に入って一緒に授業をしたり、小学生・中学生と一緒に活動したり、そういう場をたくさん設けていきたいと思います。全国的に進められているところでございます。今年度から文科省の指定を受け、11 月に決定通知が届きましたので、まだ、始めて 2 か月ちょっとの間もないですが、少しずつ、少しずつ進めていっているところであります。東城小中学校の場合、併設校という特色ある学校でございますので、その中で小学生、中学生と一緒に活動することを中心にしながら、小学校 3 年生から総合的な学習の時間という教科が中学校 3 年生までありますので 6 年間を通して何かできないとか、そういう授業作りの工夫も図りながら今研究を進めているところでございます。

(ケ) 特別支援教育支援員の平成 26 年度決算額はおよそ 1,700 万円程度となっていますが、これは大体 O B の先生、退職された先生が多いのですか。

回答) 支援員につきましては、教員の経験者の方もいらっしゃいますし、この特別支援教育に興味をお持ちの方、勉強された方になります。あるいは、

教育系の大学を卒業されて現在，仕事をされてらっしゃらない方，ハローワークを通して募集いたしまして，面接をして決めさせていただいています。主婦の方で子育てしながらという方もいらっしゃいます。

(コ) 週に何日とか，1日何時間とかというような形態ですか。

回答) 1日5時間で毎日という形態です。子どもたちが登校してくる時間には来ていただいているところです。

(サ) 学力向上において指導主事の派遣，奄美学習セミナー，講師の派遣事業などは3年連続して100%となっています。そうすると，来年もこの事業については多分100%になると予測されます。そういう達成率100%が予測される事業について事業内容を評価するのは，価値の問題ではありませんがこの事業については終了したとして，それ以外に，例えば，学力向上に対する取組の別の方向を検討していただきたいと思います。私はこれまでの学校の学力向上のためにどうすればいいかということを考えてまいりました。これまでの学校の授業内容を変えないといけないとの話もあったので，例えば，学力向上のために各学校で具体的にどういうことを実践しましょうということを学校側から提案してもらおうとか。今日は新聞記事を持ってきました。これは鹿児島県の伊敷中学校で学力向上を図るため学校の授業で子どもたちの机の並べ方をコの字にする取組についての記事です。これは，学力はこうしたからすぐに向上するというものではありませんが，学力向上を図るために学校で方策を考えるということを実践していると思うのです。それでこの方策に対して鹿児島大学の先生がコメントを出しているのですが，「解る子が手を挙げるというのがこれまでの学校教室のあり方でした。解らないときこそ積極的に質問し，学び続ける子を育てていかなければなりません。普通の授業を少し見直すだけで授業の質は変わります。すぐ成果が出なくても授業を変えようとする姿勢には価値がありますね。」と載っています。だから学力が上がらないというのではなく，何らかの方策を実践しないと上がらないのではと思いますので，こういう記事がありましたので参考にして子供たちの学力向上に何らかの具体的な方策を各学校から提案してくださいという形で教育委員会から話を持っていけばどうだろうかと思いました。

回答) 教育委員会として教育行政評価会議で評価いただく項目については，市民が知りたい，分かりやすいというテーマに絞り込んだ上で重要課題であるという項目を選択しており，「確かな学力の定着」，「不登校」，「教育環境整備」，「生涯学習」，「スポーツ振興」，「文化財行政」への取組として載せてございます。確かに，ある程度成果を上げたと思込まれる項目，例えば，私ども総務課の方では施設改修，改築等については目途がたち，今までハード面中心であったものを，例えば，教育扶助的などソフト面の部分を，委員の皆

様に評価していただくということも重要なことだと思いますので、次年度につきましても、また改めてテーマを検討した上で、目標値や実績値などの指標の設定などについても工夫をして、委員の皆様方へ御提示させていただきたいと思っております。その上で、御意見・御提言をいただきながらやってまいりたいと考えています。毎年実績を積み上げていくと目標に近づいていくということは当然出てこなくてはおかしいのであって、その場合は、また違うテーマで評価していただくという流れにしていきたいと考えています。次年度、事務局で検討を重ねてテーマを見直してまいりたいと思っております。

- (シ) 総括表及び個別シート No.1 から No.8 まで学力の向上、定着をはじめとする取組、成果についてでした。今は、昔と比べ児童生徒数も減少し、世の中の状況も変わってきています。スマホなどいろんな便利な物が昔は無かったわけですが、こういう社会環境の変化の中で、時代がどう変わろうが学力の定着というのは永遠に不変なことです。各学校で授業のあり方や指導法などいろいろとあり、県や全国平均との比較などについては、平均でしか言えませんが、基本は一個人の学力向上、定着、これが上がれば全体的に平均も上がっていくわけです。先ほども話がありましたが、家庭環境の違い、部活動に入っている子、入っていない子、それから生まれつきの能力の違いなどいろいろあります。それから、小学校平均が伸びているというお話ですが、素直で先生方の言うとおりに聞く子どもがたくさんいるわけです。それが、高学年になってきますと少し反抗的な部分も出てきます。中学校になってきますとさらに精神的発達があります。部活動も盛んになります。小学校はスポーツ少年団もあります。子どもたちの教室での授業の定着、その中で先ほどありました机間巡視とか個別指導とかあるわけですが、全体的な指導とか担任の先生がいつも関わっているわけです。中学校は教科担任、学級担任ですね。その子どもたちに教科書の内容を指導するのはもちろんですが、もう一つ、なぜ今学習が必要なのかということ、そういう精神的な意識の改革と言いますか、意識の変化も必要とされているのかも知れません。昔から言われていますが、そういうことを逐次、逐一、場を捉えて、個別に、あるいは全体で、あるいは部活動の中でも「何故、学校の勉強が大事なのか。」を教え、意識の改革を子どもたち一人一人にやっていただきたいと思います。一人一人の学力をどう定着、向上させていくか、その具体的な取組は大変なことだと思いますが、これはやはり今後も必要なことだと思います。家庭環境、先ほどありました地域の団体、子ども会、育成会などありますので、そういう方々、指導者の方々に対する意識付けなども大事なのではと、そしてその結果として学力の平均も上がっていくのではと思います。皆様それぞれ一生懸命なされているとは思いますが、あえて申し上げさせていただきたいと思っております。

2 「不登校児童生徒への対応」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

本市の不登校児童生徒の現状は、平成19年度から平成24年度にかけて年々減少傾向にあったが、平成25年度は64人で平成24年度より3名増加した。平成26年度は、60人であり昨年度より4人減少した。中学校の出現率は3.54%と県の出現率に比べるとまだ高い状況にある。

(イ) 基本的な考え方

原因として、本人に関わる問題が最も多く、次に友人関係や家庭環境をめぐる問題となっていることから、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談活動等の充実を図ること、他の児童生徒とふれあうことができる環境づくり・学習支援の充実を図ること、学校と各関係機関との連携が図れるようにすることなどが必要である。

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから、ふれあい教室における相談活動、スクールカウンセラーとしての相談活動、ふれあい教室への通級状況、あまみスクールソーシャルワーカー配置事業・県スクールソーシャルワーカー配置事業の4事業を指標とした。

(エ) 本市の不登校児童生徒への対応に関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
相談活動	1	ふれあい教室相談	A	a
	2	スクールカウンセラー配置事業	A	a
不登校児童生徒への対応	3	ふれあい教室	A	a
	4	あまみスクールソーシャルワーカー配置事業・県スクールソーシャルワーカー配置事業	A	a

【評価】

達成度	内容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。

方向性	内容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業は順調に推移しており、現状の取組で良い。

(カ) 担当課による総評

1 「相談活動」の面から

① ふれあい教室相談

平成5年度から主に心因性による不登校児童生徒の対応を図るためにふれあい教室を開設し、教職経験のある2名の教育相談員が児童生徒・保護者に対して教育相談を実施している。

平成26年度は、本人に関わる問題・友人関係・家庭環境・学業の不振に関する相談等が164件あり、38人の児童生徒・保護者・教職員に対応している。

相談件数・相談人数から考慮しても必要な事業であると捉え、今後も継続していく必要がある。

② スクールカウンセラー配置事業

平成26年度は要望により市内3校の中学校にスクールカウンセラーを1名配置し、不登校傾向・不登校生徒へのカウンセリングを実施している。また、その保護者に対しても学校と連携のもと計画的にカウンセリングを行っている。その結果、不登校の未然防止や児童生徒・保護者の不安解消に結びついている。学校からのニーズも高く、今後も継続していく必要がある。

2 「不登校児童生徒への対応」の面から

① ふれあい教室

教育相談員が通室した児童生徒を受容しながら学習活動や創作活動・体づくり・自然体験活動等への指導をすることで心の安定が図られ、自己肯定感や自尊感情の涵養につながっている。平成26年度は、4人の通室希望があり、通室した。

中学3年生2人が、就職・進学している。ふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに十分対応できており、今後も継続していく必要がある。

② あまみSSW配置事業・県SSW配置事業

不登校等の児童生徒の問題行動等へ対応するとともに児童生徒や保護者等の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行うことにより、不登校児童生徒の解消を図っている。

本事業は、平成23年度から実施しており、10校に対して延べ13人のSSWを配置した。不登校状態にある児童生徒に対してきめ細かな対応が図られ、不登校の減少につながるなど成果が上がりつつあるので、今後も継続していく必要がある。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 様式に沿った書き方だから、こういう形になっていると思いますが、総括表及び個別シートN o 1 からN o 4 までの目標値の書き方について、目標値100%に対して実績値100%となっています。内容が、何件を目標とした設

定ではないのでこうなると思うのですが、目標値の設定に検討は必要ではないですか。

回答) 例えば「相談」等は必ず学校教育課を通り、即対応していただいている状況がありますので。

(イ) それでしたら、おのずと100%を超えることになるので、相談に応じたことを実績とすると100%です。この目標値の設定については学校教育課で検討していただきたい。

(ウ) 悪いことではないのですが、「相談」は無いほうが良いわけで、この目標値の設定は難しいのではと思います。

回答) この「相談」に関しては、何を持って解決したかという非常に難しい部分もございます。本当に解決できたかということも電話だけで終わってしまうと見えなくなってしまいます。なので、目標値の設定、実績値の積み上げ、評価方法について難しい部分もございます。

(エ) これについては検討を重ねてください。

回答) はい。今後検討してまいります。

(オ) 不登校の対応について事業が個別シートNo.1からNo.4までありますが、すべて実績値が100%になっています。これは不登校に対応した、又は対応するために事業を実施しますという内容なのですが、実際問題として、中学校の場合、不登校率が依然として県より高い状況ですが、皆さんの5年計画は達成しているのですか。

回答) 達成しています。

(カ) 中学校不登校生徒出現率3.7%を目標するのであれば、既に3.5%なので目標達成となりますが、実際は県の2.89%よりはるかに高いのが本市の現状となります。娘と話したのですが、実際、不登校の子どもにとっては、実際は不登校だけど、本人にしてみれば学校に行かなくても自分では解決しているの、本人は不登校＝悪ではないということをお話されたと聞きました。自分は学校に行かなくても、行かない方が自分としては大丈夫という子どももいるということです。考えてみれば、うなずける部分もある問題なので不登校の出現率を減らすというのも大事なことです。中身を分析して、この子は学校に行くよりか家庭で教育するとか、ふれあい教室に行くとか、実際に不登校で家の中で閉じこもっている子どもたちを救済するような方向での取り組みも検討していただければと思います。目標値の3.7%は達成したから今後新たな検討は必要ないということではないと思いますが、そういう新たな方向の検討もよろしくお願いします。

回答) 私どもとしましては、不登校の子どもたちも、やはり顔だけは担任は確認していただきたいという考えを持っています。担任が授業中の場合、各学校のスクールソーシャルワーカーの先生方が必ず自宅に伺って様子だけは見るといった形はとっているところでございます。本人が行きたくても行けないという状況にあった場合には、関係機関とスクールソーシャルワーカーが連携して取り組んでくださる場合もあります。

3 「教育環境の整備・充実に対する取組」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

奄美市の学校施設については大半が昭和 56 年以前の「旧耐震基準」による建物であり、耐震化完了に向けて取り組んでいるところである。また、老朽化と同様に地域的特性でもある塩害等による損傷が大きく、改修工事を導入し、教育環境の改善・向上にも併せて取り組んでいる。

(イ) 基本的な考え方

公立学校施設は児童生徒にとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の緊急避難所となるなど防災拠点としても重要な役割を担っているため、安全性の確保と環境改善に努める。

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから「学校施設の耐震診断」、「学校施設の改修・耐震補強」「学校施設の改築」を指標とした。

(エ) 教育環境の整備・充実に対する取組に関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
学校施設整備	1	学校施設の耐震診断事業	A	a
	2	学校施設の改修・耐震補強事業	B	a
	3	学校施設の改築事業	C	a

【評価】

達成度	内容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。

方向性	内容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業は順調に推移しており、現状の取組で良い。

(カ) 担当課による総評

- 1 これまで本市の耐震化事業については、校舎の建替えにより事業を推進していたが、平成 20 年度より更なる事業の推進及びコストダウンを図るべく「耐震診断」及び「耐震補強工事」を併行する取組を開始した。
- 2 学校施設の耐震診断事業については、改築事業を予定している建物以外について平成 26 年度に「耐震診断」を完了させ、その結果により「耐震補強工事」を実施します。国の方針により平成 27 年度までに耐震化率 100%を達成することとされているため、平成 26 年度までに全ての建物について診断を完了する予定としており、計画通りに進捗していると判断できる。
- 3 学校施設の改修・耐震補強事業については、「耐震診断」の結果と合わせて耐震補強事業や大規模改修事業を実施しているが、平成 27 年度までに耐震補強事業が終了するため、今後は改修事業の単独実施について計画的に事業を進め、安心・安全で快適な教育環境の整備に努めていく必要があると考える。
- 4 学校施設の改築事業については、前段の「改修・耐震補強事業」以前に朽化が著しく、耐力の落ちている建物について、改築（建替え）により耐震性の確保又は、建物の健全化を図る事業であり、事業費も大きいことから計画的な進捗を図る必要がある。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 「教育環境の整備・充実に対する取り組み」として改修・改築以外に、例えば校舎の補修とかも取り組まれていますか。

回答) 教育行政評価会議で評価いただいているのは、耐震診断、改修、改築等の事業でございます。しかし、奄美市内の小・中学校、併設校も含めて 33 校ございまして、事業の実施がない学校に対しましても、建設後、相当の年数が経っていますので、毎年度予算を計上して修繕等について対応しています。児童・生徒の安全・安心を守るために危険箇所についてはその都度対応している状況でございます。

(イ) 夏は蚊が多いと思いますが、網戸とか設置されていますか。

回答) 建物をきちんと建てていくということも大事ですが、委員がおっしゃったとおり教育環境の充実ということで申しますと、夏場の対策としての網戸は設置されていない状況であります。もちろん、空調設備についても普通教室には未設置ですが、網戸の設置については、今後、市の実施計画等に環境整備ということで計上したいと考えています。

(ウ) 総括票についてほかにございませんか。無いようですので、それでは、個別シートN o 1の「学校施設の耐震診断事業」についてお願いします。

無いようですので、それでは個別シートN o 2の「学校施設の改修・耐震補強事業」について何かございましたらお願いします。

よろしいですか。それではN o 3の「学校施設の改築事業」についてお願いします。

(エ) 資料についての質問ですが、N o 3の2, 成果指標の24, 25, 26年度の達成率の下段に25年度が3億304万4千円, 26年度が3億9千34万1千円と記載されています。これは達成率に対する金額だと思いますが、達成率100%にするとなるとすごい金額になりますね。

回答) この達成率は、改築目標7棟のうち26年度までに2棟完了ということで分母が目標値で分子が実績値という計算で28.8%としております。この決算額は、26年度に完成しました朝日幼稚園園舎と金久中学校と赤木名小学校屋内運動場の設計委託料に係る決算額を記載してしまして、全体の28.8%ということではなく、目標の棟数に対して実績として完了しているのが28.8%ということでございます。従いまして、あと5棟が完了すると100%を達成するというございます。

(オ) すると、この決算額は平成26年度に実施した事業に対するものということですね。

回答) そうです。従って、皆様ご存知だと思いますが、平成27年度が対象となる時点では、赤木名小学校屋内運動場, 小湊小学校校舎, 金久中学校屋内運動場にかかる経費が記載されることになります。

(カ) 25年度に実施したのが1棟ですね。26年度のところに2棟と記載があるのは累計ということで良いですか。

回答) おっしゃるとおりです。

4 「生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

これまで、市民のニーズに応えた生涯学習講座を提供するなど、単なる趣味から生涯学習への入り口づくりを行なってきたが、自主グループの増加や、より専門的な芸術文化活動へ発展するケースも増えてきている。奄美文化センターでの各種イベントでは、行政と民間や社会教育・文化関係団体が一体となって実行委員会を組織して企画と開催を行ない、多くの市民が参加する一大イベントとなっている。

(イ) 基本的な考え方

生涯学習社会の実現のためには、先ず「学ぶ」ことから始めなければならない。

「学ぶ」から「意識の向上」へそして「実践活動」へステップアップを図るために、生涯学習機会の拡充に努めることが肝要である。

広域的生涯学習の推進の場としての「奄美市まなびフェスタ」の開催、個人の学びの場としての「公民館活動」が「学ぶ」スタートを目的とし、地域住民への作品発表の場や鑑賞の機会を提供するなど「学ぶ」を市民に還元する場としての「奄美市民文化祭」「奄美市美術展覧会」が「意識向上」「実践活動」へとステップアップすることを目的としている。(芸術文化の振興によるまちづくり、地域づくりの促進)

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから、「奄美市まなびフェスタ」については参加者数、公民館活動の充実については利用者数・図書の貸出冊数及び生涯学習講座受講者数を、「奄美市美術展覧会」については、作品の出品者数、作品の出品点数、鑑賞者数を、「奄美市民文化祭」については、舞台出演団体数、出品作品数、入場者数を指標とした。

(エ) 生涯学習・芸術文化活動の充実に対する取組の個別事務事業の評価

分 類	No.	事 務 事 業 名	評 価	
			達成度	方向性
生涯学習機会の拡充	1	「奄美市まなびフェスタ」の開催	B	a
	2	公民館活動の充実（名瀬公民館及び分館）	A	a
芸術文化の振興	3	「奄美市美術展覧会」の開催	B	a
	4	「奄美市民文化祭」の開催	B	a

【評価】

達成度	内 容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業は順調に推移しており、現状の取組で良い。

(カ) 担当課による総評

1 「奄美市まなびフェスタ」の開催

生涯学習を推進するために各種の施策を講じているが、この「奄美市まなびフェスタ」の事業は、平成 17 年度までの「名瀬市生涯学習推進大会」から通算すると平成 26 年度で 21 回目となる。このように継続して開催されているのは、本事業が生涯学習・社会教育を推進する上で重要であるからに他ならない。

それは、本事業が個別（単体）事業でなく、行政・学校・家庭・地域・NPO・民間団体による広域的な事業であり、これからの教育振興には地域内における横軸での連携・協働が不可欠であるとの認識による。

年々、事業内容も充実してきており、引き続き本事業をさらに発展させながら開催することが必要だと思慮される。

2 「公民館活動の充実」（名瀬公民館及び分館）

指定管理者による運営は、担当課のモニタリング総合評価表で、総合評価Bとなっており、事業計画書どおり適正、かつ良好な管理運営が行われている。平成 24 年度から新規の指定管理者となっており、公民館活動の充実が図られている。

3 「奄美市美術展覧会」・「奄美市民文化祭」

「奄美市美術展覧会」の事業は、平成 26 年度で 35 回目となり、「奄美市民文化祭」は 39 回目となった。このように継続して開催されているのは、市民の文化芸術活動への参加意欲の高まりが年々高まってきているとともに、その内容及び水準においても高く評価されているからである。

文化芸術の振興による「まちづくり」、「地域づくり」を目指している奄美市において「奄美市美術展覧会」の開催は、「市民文化祭」とともに大きな核になっているものと判断する。鹿児島県下においても「奄美市美術展覧会」は、その規模・内容・水準において高く評価さ

れている。

年々、事業内容も充実してきており、参加者数も増えている。引き続き本事業をさらに発展させながら開催することが必要だと思慮される。

今後の課題として、実行委員会組織の強化とその育成が指摘されている。実行委員会において自主的な運営・開催ができるような体制（組織）作りとその強化のために行政の補助と助成をしていかなければならないと考える。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 先ほどの説明で平成 26 年度はスポーツイベントと開催日が重なったとありましたが、事前に市で開催される他の行事を把握しておく必要があると思います。そういうことができる窓口を置いて、教育委員会全体で見渡せるようにしたら良いのではと思います。よろしくお願いします。

回答) 委員のおっしゃるとおりだと思います。ちなみに、このスポーツイベントは、行政が事前に把握することが困難な大会でした。

(イ) 図書の貸し出しをしている公民館はどこですか。

回答) 全部の公民館で実施しています。名瀬公民館，金久分館，四谷分館，伊津部分館です。

(ウ) 全体の冊数はどのくらいあるのですか。

回答) 名瀬公民館に 14,515 冊，伊津部分館に 2,038 冊，金久分館に 3,851 冊，四谷分館に 2,342 冊です。平成 26 年 4 月 1 日現在の冊数です。

(エ) N o 3 と N o 4 で関連するのですが、平成 27 年度予算額が市美展は 584 千円，文化祭は 0 円となっているのは、文化祭は国民文化祭の予算に含まれているからという理解でよろしいでしょうか。

回答) おっしゃるとおりです。

(オ) 通常ならば昨年度と同等の予算を組むということですね。

回答) おっしゃるとおりです。

(カ) 奄美市民文化祭について、入場者数が 69%と前年に比べると極端に少ないですね。イベントと重なってということでしょうか、入場は有料ですか。

回答) 市民文化祭は無料です。

(キ) 昨年も話したのですが、昨年度は公民館の行事と重なっていました。それ

で文化センターの集客が減ってしまいました。文化祭の時期に重ならないように指導をお願いしますと去年発言したのですが。

回答) 聞いたところによると、歌手のコンサートがあったようです。

(ク) とにかく、公民館の行事と重なっていましたので、引き続き指導をよろしくをお願いします。そうしたら集客も増えると思います。

回答) わかりました。

(ケ) 市美展や市民文化祭など、生涯学習社会におきましては、文化センターや公民館、各町内会の公民館においていろいろな行事やスポーツイベントの日程が重なり集客が減ってきているということ。それから価値観の多様化で、自分の趣味で休みの日を過ごされる方がかなりいらっしゃるのではないかと感じながら24年度、25年度、26年度の変化を見てきたのですが、ひとつの考え方として、それぞれ自分の人生だからそれでもいいのかなという考えがあるかもしれませんが、教育行政の立場として、大人も青少年も、市美展にしても文化祭にしてもいろいろな人たちの作品、舞台発表等を見て自分のものにしていくという教育的価値がより大事なことに感じられました。もうひとつは、最近の大きな課題であるスマホ社会、子どもたちも持っていますね。自転車で乗りながら、歩きながらスマホを操作している人をよく見かけます。そういう社会になってきていますが、教育行政のいろいろな事業を充実させていくには、御苦労されているとは思いますが、各関係機関、町内会長、各種団体の方にどんどん働きかけて、何故この事業が必要なのかということ掘り下げて、各事業のPRをより一層していただければと思いながら先ほどの説明を聞いておりました。それでは、全体的に御質問等ございましたらお願いします。

(コ) 全体的ではないのですが、文化祭には私も出品していますが、どうしたら集客を増やすことができるかということを考えたときに、児童生徒の作品があるとおじいちゃん・おばちゃんがいらっしゃることで多いので、児童生徒の作品を充実させるというのも1つの方策だと思います。

回答) わかりました。

5 「スポーツ振興の取組」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

- ① 市内の8地区には地区体育協会が組織されており、地区内のスポーツ行事を積極的に推進している。
- ② 各地区でのスポーツ・運動や小学校校区を単位とした自治意識が強く、地域の活性化に繋がっている。
- ③ 少子化及びスポーツの底辺拡大に伴い学校単位での単一種目のスポーツ活動が困難になっている。
- ④ 地域によっては、伝統的なスポーツ行事があり、地域住民の連帯感が図られている。
- ⑤ 各地区のスポーツ推進委員を活用し、地域スポーツの推進・振興を図っている。
- ⑥ 市体協加盟団体は、スポーツ活動を通して市民の体力や健康づくり、優秀な選手育成に努めている。

(イ) 基本的な考え方

生涯スポーツ社会の実現に向け、市民の1/3が週1回以上の運動やスポーツを定期的に行うことを目標とし、各々のライフスタイルに合わせて定期的・継続的に生涯スポーツ、レクリエーション活動を押し進め、市民一人一人がスポーツをすることにより健康で長生きを、更には、運動やスポーツを行う「場」や「機会」を確保するために総合型地域スポーツクラブを活用した社会体育活動の充実を図る。

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから、スポーツ少年団育成、社会体育施設・学校体育施設の一般開放と利用促進、「市民体育祭」、「チャレンジデー」を指標とした。

(エ) スポーツ振興の取組に関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
スポーツレクリエーション活動の推進	1	スポーツ少年団の育成(人)	B	a
	2	社会体育・学校体育施設の一般開放と利用促進(人)	B	a
	3	「市民体育祭」の開催(人)	B	a
	4	「チャレンジデー」の開催(人)	A	a

【評価】

達成度	内 容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。

方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業はほぼ成果をあげているが、少し事業の見直しが必要である。

(カ) 担当課による総評

① スポーツ少年団育成

スポーツ少年団活動において、本来の目的・ルールに沿った運営・活動の実施さらには家庭・学校・地域等の関わりも重要と考えますので、今後も質の高い指導者・育成会の養成に向け研修会等を開催し、スポーツ少年団の本来の活動の意義・目的等について指導を行う。

また、スポーツ少年団への登録者が年々減少傾向にあるが、今後も登録者の増加と2名以上の指導者養成を推進し少年団活動の充実を図る

対策を検討する必要がある。

② 社会体育施設・学校体育施設の一般開放と利用の促進

社会体育施設・学校体育施設の開放については、生涯スポーツ推進の観点からも全市民に向けて社会体育施設・各学校体育施設ともに積極的な解放に努め、今後も継続して事業を進めるものとする。

③ 市民体育祭

生涯スポーツの意義を踏まえ、市民の健康増進と体力の向上を図り、親睦融和を基調として、市民生活を明るく豊にするとともに、市民の一体感を醸成する為に今後も継続したい。

④ チャレンジデー

運動やスポーツ等をとおして生涯スポーツの振興を図り、市民総ぐるみスポーツ活動として今後も継続したい。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 社会体育施設の数が総括表に載っています。横浜DeNAベイスターズキャンプのおかげで野球場の整備は進んでいますが、その他にも市民が必要と

している施設があります。具体的に言うと弓道の遠的場ですが、これについては何度か整備について要望していると聞いていますが、整備に関する計画・予定などがあったら教えて下さい。

回答) 委員のおっしゃるように、平成22年度からの横浜DeNAベイスターズキャンプが始まり、その以前からも陸上競技の合宿等でトップアスリートが来島していたことから、名瀬総合運動公園につきましては平成23年度から平成27年度までの5か年計画で、野球場だけでなく陸上競技場のトラックの張替え、レーン幅員の国際基準への適合、管理等の建替え、写真判定器の整備、テニス場では観客席の改修などの整備を進めてまいりました。弓道の遠的場整備につきましては、市議会定例会の一般質問でも御質問いただいております。さしあたっての問題としまして、運動公園敷地内において60Mの射場、建物を含めますとおよそ80M程度が見込まれる敷地をどう確保するのかという問題もございます。5か年の計画が今年度で終了となることから、次の計画へ向けて、整備の優先順位も含めまして今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

(イ) 個別シートの課題の2番、スポーツ少年団の活動についてですが、以前は、過度な指導が見受けられたのですが、朝日校区ではスポーツ少年団育成連絡協議会において、成長期という大事な時期でもありますので、留意するよう協議をしております。年度当初のスポーツ少年団定期総会の中でも指導を徹底してもらうようお願いいたします。また、課題の5番、各競技大会の増加傾向についてですが、確かに競技によっては大会が毎月、多いときは月2回ある場合もあります。スポーツ少年団本部も各競技連盟主催の大会は把握できていると思うのですが、それ以外の育成会主催などの小さな大会も多く開催されている状況で、保護者の負担が大きいとの意見を聞いたこともありますので、これについても、スポーツ少年団定期総会の中で各団体へ周知をお願いしたいと思えます。

回答) 貴重な御意見ありがとうございます。以前は、スポーツ少年団の大会は連盟主催の大会、地区大会、地区大会を勝ち抜いての県大会くらいであったのが、確かにこの10年くらいで増加しています。経験を重ねることで競技力の向上を図るという目的だと思いますが、大会に向けての練習量の増加に伴い、成長期の体に支障をきたすことや疲労で家庭での学習時間が減少するなどの話も聞いたことがございますので、今後の研修会などにおいても周知徹底を図ってまいりたいと考えています。また、第3日曜日の午前中は「家庭の日」として、社会体育施設については貸し出さないこととしていますが、各学校での活動についても周知を充分に図ってまいりたいと思えます。

(ウ) 過度の大会開催や活動量の抑制については、指導者研修会などで周知徹底を図っていただくとして、個別シートの課題の部分に「大会自粛」と記載するのはどうかと思います。

回答) 学習時間の減少などが全てスポーツ少年団活動に起因するとは考えていませんが、今後、学校や学校教育課とも連携を図ってまいりたいと考えています。

(エ) 目標値が総児童数の50%とした上で、達成率が86.5%ということは、まだスポーツをしない児童が多いということです。さらに、底辺拡大を図っていただきたいと思います。

回答) 学校教育の面では、「知育・徳育・体育・食育」を育むわけですが、体育テストなどの結果を見ましても、一昔前と比べると体力の低下が見受けられるということで、平成26年度から平成27年度にかけて幼児期の「運動遊び・体育教室」という事業について、当初、幼稚園だけだった範囲を保育所まで広げて実施しています。このような事業を実施することによって、就学後のスポーツ少年団活動の活性化に繋げていくことが出来ると考えています。

(オ) 個別シートNo.2の「社会体育・学校体育施設の一般開放と利用促進」について、主な活動・成果指標の目標値が、平成24年度から平成25年度にかけて大幅に増えている原因は何ですか。

回答) 目標値の算定方法を変更したことによるものです。人口を4万5千人として3分の1の1万5千人が週1回、何らかの運動を実施することを目標とし、1万5千人×4週間×12月と算定しています。少し高め目標設定となっていますが、可能な限り目標値に近づくよう体育施設の利用促進について推進してまいりたいと考えています。

(カ) 平成27年度の予算額が大きいのは何故ですか。

回答) 名瀬・住用・笠利地区の社会体育施設に加えて旧大島工業高等学校の施設に係る指定管理委託料が含まれているためです。

(キ) 個別シートNo.3の「市民体育祭の開催」について、これは意見ですが、過去2回ほど笠利地区で開催されていると思いますが、3地区の中心は名瀬地区ということや、笠利地区で開催すると住用地区は大変だろうという意見を聞いたことがあります。開催地の決定については、そういう意見への考慮もお願いしたいと思います。

(ケ) 住用地区に400Mトラックはないと思いますが、今後、整備計画等はないのですか。

回答) 現在のところ、整備計画等はございません。

(コ) 地域の平等性を考慮した場合は、名瀬地区だけでの開催ではなく、整備計画等も含めて、各地区における開催について検討がされても良いのではと思います。

回答) 住用地区に新たに400Mトラックを全天候型で整備すると、多額の費用を要します。確かに、笠利地区での開催は住用地区に負担となりますので、節目となる記念大会についての笠利地区開催など、各地区体育協会との協議を進めてまいりたいと思います。

(サ) 個別シートNo.4の「チャレンジデーの開催」について、チャレンジデーの日程は事前に決定されているのですか。

回答) 毎年、5月の最終水曜日と決まっています。

(シ) 個別シートの「事業の目的、概要等」の「～15分以上の継続した運動やスポーツ等を通じて～」を「～を実施し、～」に変えて、その後、「同様の人口規模の自治体と競争をして、生涯スポーツの振興を図る～」と繋げていただきたいと思います。その方が市民の皆様へも意図が伝わるとと思います。訂正が出来るのであればよろしくお願ひします。

回答) わかりました。

(ス) 目標値の設定が「参加人数」となっていますが、市民総数に対する参加率を競うイベントなので、参加率に改めた方が良いと思います。賞も参加率で「金賞」、「銀賞」と区分されているのでその方が良いと思いますが。

(セ) 目標とする参加人数の下段にでも、(市民総数の何%)と明記したらどうですか。

回答) 市民の皆様への周知方法も含めまして検討させていただきます。

6 「文化財行政の充実にに関する取組」

(1) 担当課による評価

(ア) 現状

奄美市内（笠利地区，住用地区，名瀬地区）には多くの歴史・文化遺産が存在しており，それらの調査研究や資料の収集，市・県・国の文化財指定などに取り組むとともに，指定文化財所有者の理解と協力を得ながら，歴史・文化遺産の整備と保存に取り組んでいる。また，展示施設として，「奄美博物館」，「歴史民俗資料館」，「宇宿貝塚史跡公園」の内容充実を図り，「宇宿貝塚」，「赤木名城跡」，「小湊フワガネク遺跡」の国指定史跡を核とした文化財の適正な保存を図り，企画展や講演会，見学会，体験学習等を開催して文化財への理解と愛護思想の啓発活動に努めている。

(イ) 基本的な考え方

- ① 奄美諸島に所在する文化財を群れとして捉え，その固有性に着目し，歴史・文化的位置づけを明らかにする。
- ② 市町村域を超えた広域市町村圏として共同・連携して進めていく。このことはこれまでの取組と大きく異なる点である。
- ③ 関係機関にも情報提供を行い連携・協力・調整を図り，まちづくりの基礎資料としても広く活用する。
- ④ 奄美博物館，歴史民俗資料館，宇宿貝塚史跡公園，文化財保護業務等を含めた活用を図る。

(ウ) 成果を測定する指標

本市の状況が判定できることから「宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業」，「奄美博物館管理・運営事業」，「歴史民俗資料館管理・運営事業」，「国指定史跡赤木名城跡保存管理計画策定事業」，「赤木名地区文化的景観保存事業」，「文化財保護総務事業」を指標とした。

(エ) 文化財行政の充実にに対する取組に関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
社会教育施設管理 (文化財保護施設)	1	宇宿貝塚史跡公園管理・運営事業	A	a
	2	奄美博物館管理・運営事業	A	a
	3	歴史民俗資料館管理・運営事業	A	a
文化財保護事業	4	国指定史跡赤木名城跡保存管理計画策定事業	A	a
	5	赤木名地区文化的景観保存事業	B	a
	6	文化財保護総務事業	B	a

【評価】

達成度	内 容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。

方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業は順調に推移しており、現状の取組で良い。

(カ) 担当課による総評

歴史・文化遺産は、市民共通の財産であるとともに、先人の残した足跡を正しく理解し、後世に伝えるとともに、歴史・文化遺産を活かして市民が歴史と文化に触れ、文化の香り高い、魅力のある地域の環境（景観）づくりを進めていくことが強く求められています。

奄美市内には数多くの歴史・文化的遺産が存在しており、それらの調査研究や収集、(市・県・国)の文化財指定等に取り組むとともに、指定文化財所有者の理解と協力を得ながら、歴史・文化遺産の整備と保存に取り組んでいるところです。

奄美博物館、歴史民俗資料館、宇宿貝塚史跡公園の展示内容の充実を図り、「宇宿貝塚」、「赤木名城跡」、「小湊フワガネク遺跡」等の史跡の整備及び史跡を核とした文化的景観保存事業等に取り組むとともに、見学会や体験学習、講演会、企画展示等の開催、主要な文化財の案内板・解説板の設置等、歴史・文化遺産を活用した拠点づくり（まちづくり・地域づくり）の取組も求められているところです。

奄美市笠利総合支所産業振興課が取り組んでいる「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」が、笠利町における文化財群を網羅的に把握して、観光資源として活用することを計画しているので、当該計画を実践していく後続事業等とも連携を図りながら多面的な文化財の啓発普及活動の展開を図る必要があります。

(2) 教育行政評価会議の意見

(ア) 個別シートN o 2の「奄美博物館管理・運営事業」について、入館者数に研究者の数は入っていますか。

回答) 入っています。

(イ) 研究者の方は何名ですか。

回答) 延べ1,000名です。

(ウ) 博物館の入館は有料ですか。

回答) 奄美博物館が一般300円、高校生・大学生150円、小・中学生100円となっております。宇宿貝塚史跡公園が大人200円、大学・高校生100円、小・中学生50円となっております。歴史民俗資料館が大人200円、大学・高校生100円、小・中学生50円となっております。

(エ) 収支はどうなっていますか。

回答) 博物館は市民の皆様の郷土学習に活用していただくことを目的に開館しておりますので、収支につきましては必ず収入が支出を上回るというような考えではございません。鹿児島県博物館協会加盟の博物館が77館ございまして、そのうち20館が入場料無料でございます。

(カ) 何故無料で運営できるのですか。

回答) 運営している市町村が負担しております。

(キ) 文化の日は無料ですか。

回答) 無料入館日を年間5回設けております。

(ク) 5回ということは5日ということですか。

回答) 誤解の無いように申し上げますが、我々行政がこういう市民サービス、例えば地域の文化とか学ぶ施設の運営にあたっては、行政が責任を持って施設を維持管理するために、多少の入館料をいただいて、施設の維持管理とか展示物の更新等の経費に充てることとなります。我々行政の歳出は皆様の税金をいただいて、全体のバランスを考えながら取り組んでいくということでございます。博物館については300円の入館料をいただいており、収支は赤字ということにはなりますが、我々はより良いレベルで拝観していただくための努力を今後とも続けていくということでありまして。その中で無料開放日というサービスは今後とも継続していくということになるかと思いません。

(ケ) 個別シートN o 3の「歴史民俗資料館管理・運営事業」について、歴史民俗資料館は昭和57年に出来ていてだいぶ古いですね。改修等何か考えていますか。

回答) 確かに経年により老朽化が進み、特に外観は著しいです。現在、笠利地区の方で歴史回廊のまちづくりということで地域全体を観光等で活性化させる取り組みを行っています。我々教育委員会としましても、歴史民俗資料館はあやまる台地にございますので、その事業の中で何とか対応出来ないかということ、併せて観光ルートとして歴史民俗資料館を含めた奄美市北部の振興を検討しています。地域の子どもたちに地域のことを知っていただくのも大事ですが、世界自然遺産登録への動きに伴って島外から来る観光客が増えてきておりますので歴史民俗資料館、奄美博物館、宇宿貝塚史跡公園の3つの施設をリンクさせて入館者数増加の取り組みをしていきたいと考えています。ただ歴史回廊のまちづくりの中で歴史民俗資料館自体に手をつけるというのは厳しい面もございますので、教育委員会としまして建物をどうするかをきちんと検討していきたいと思えます。

(コ) 空港にも近く立地条件は良いので、常設展示物も充実させて欲しいと思えます。

回答) 以前は歴史民俗資料館にも職員がいましたが、現在は、文化財課の臨時職員の方々が対応しているという状況です。奄美市全体で文化財行政の方向性を検討し、進めていく必要があると考えています。いずれにしても歴史民俗資料館の建物は老朽化が著しいというのは事実ですので早めに対応を検討してまいりたいと思えます。

(サ) 歴史民俗資料館には常時の職員はいらっしゃらないのですか。

回答) 臨時職員が2名おります。

(シ) 必ず毎日、休館日以外はいるのですね。

回答) そうです。

(ス) 目標値に対して100%を達成したということは分かるのですが、この目標値を上げることは検討していませんか。

回答) もちろん入館者数を更に増やすため、様々な努力をしていきたいと思えます。

(セ) 個別シートN o 4の「赤木名城跡保存管理計画策定事業」について、赤木名城跡保存管理計画を300冊作られています。関係機関への配付先はどのようなところになっていますか。

回答) 保存管理計画策定委員会委員の皆様、市役所庁内の関係課、奄美市内小・中学校、県内各市町村、鹿児島と沖縄の各博物館が主な配付先でございます。

(ソ) 個別シートN o 5の「赤木名地区文化的景観保存事業」について、2の成果指標についてですが、所有者の同意率が上がらないのはどうしてですか。

回答) 同意をいただくように1件ずつ回ったところでございますが、家屋等がシロアリ等の被害で壊す予定であるとか相続関係で所有者がはっきり決まっていけない家、文化的景観保存事業に御理解いただけない事例もあり、目標値の70%は達成していません。保存計画事業は文化庁の指定を受ける事業なのですが、69%だから指定が不可能ということではございません。

(タ) 同意率は100%が目標になるのではないですか。

回答) 重要な構成要素である家屋、サンゴの石垣等の所有者に同意をお願いした結果が69%だったということです。

(チ) 26年度は、前年度の実績値を見て70%の目標にしましょうということですが、最終目的は100%というのが目標にあるのですか。

回答) 100%同意をもらわないとこの事業が国の方に申請できないということではなく、同意をもらった分で申請が可能でございます。

回答) 申請や指定を受けるということではなく、赤木名地区の文化的景観の保存を目的として調査を行った結果、家屋、石垣、土地等について保存した方が良さだろうという調査報告があったものを100%としたときに、実際にその所有者に対し、この事業で文化的な家屋として対象物にしてもよろしいでしょうかとのお願いに対して、所有者の皆様の同意が69%ということです。最終的には文化庁の指定となるのですが、この取り組みというのは赤木名地区の景観を保存した方が良いという前提を基に地域の方々の協力をお願いしているということです。確かに最終的に100%の同意が達成できると良いのですが、個人の財産ですので、同意をいただけた方々の分についてきちんと保存計画を作っていこうということでございます。赤木名地区でこの事業を行って、今後、奄美市全体の景観条例等にきちんと取り組んでいくということを進めております。先ほどのN o 4, 5, 6でも予算の執行率を指標としておりますが、全体の計画の中でどの程度達成しているのかを指標にあげるべきだと思います。そこは文化財課長とも協議して資料訂正があれば次回に差し替えをお願いしたいと思います。我々が教育委員会として平成26年度に実施した事務事業を委員の皆様にご評価していただいた結果として残る

ものですので、指標の取り方はきちっと精査を再度させていただいて次回ご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(ツ) 個別シートN o 6の「文化財保護総務事業」についても指標をかえないといけないですね。

回答) おっしゃるとおりです。10,000部作成を達成率とするのではなく、この旧暦行事カレンダーを例えば学校に配付して、どう活用されたかという部分を捉えて達成率とするべきだと思います。

(テ) どう活用できたかですね。

回答) おっしゃるとおりです。

(ト) これは学校関係には配付してありますか。

回答) はい。

(ナ) 子どもたちには1人1冊ぐらいいは届くようになっていますか。

回答) 子ども1人1人には配付していません。

(ニ) 旧暦行事カレンダーは毎年楽しみにしていますが、2回、3回もらいに行ってもまだ残っているので、良いものは子どもたちの目に触れるところに数多く配付してもいいのではと思います。

回答) 何故、旧暦行事カレンダーを作成するのかといいますと、昔ながらのシマの営み、伝統行事等を旧暦ということできちんと伝承していくことが大事だと思います。そういう理由で旧暦行事カレンダーについては出身者で島内にいらっしゃる方々がよろこんで使っていただいているところです。これは27年度のことなのですが、教育委員会では情操教育ということで「花づくり」と「歌声」と「シマグチ伝承」の取り組みをしております。それと絡めて今後カレンダーを残すのではなくて学校や地域にお配りしてシマの良さを次世代に如何に繋いでいくのかということを考えていきたいと思っています。

(ヌ) 子どもたちの育成という意味で教室に1つでもあれば、日めくりして担任の先生が朝の会でも、今日は新暦では10日だけれども旧暦では12月15日だねとかできますね。先生方にも指導していけば、広がっていくのではないのでしょうか。

回答) ちなみに26年度までは100%補助事業を活用しまして無料配布しておりましたが、27年度からは補助事業が終了したため、1部100円で販売しております。

(ネ) 笠利の歴史民俗資料館もそうですが、臨時職員はいますが、奄美博物館の学芸員が対応しなければならないような状況もあります。今、いらっしゃる2名の学芸員が5年後は同時に退職します。それについては検討いただきたいと思います。

回答) おっしゃるとおりです。2名の学芸員は同時に定年を迎えられます。市全体としての採用計画もございますので、きちんと要望を出して計画的に進めてまいります。

Ⅲ 参考資料

1 教育委員会の活動状況（平成26年度実績）

(1) 委員選任状況

職名	氏名	職業	在任期間	委員就任年月日 期数	保護者
委員長	川島 徳孝	無職	平23. 6. 3 ～ 平27. 6. 2	平23. 6. 3 2期目	
委員長職務 代理者	服部 香	無職	平24. 6. 3 ～ 平28. 6. 2	平24. 6. 3 2期目	
委員	有村 忠洋	会社役員	平25. 6. 3 ～ 平29. 6. 2	平25. 6. 3 1期目	
委員	里中 一彦	無職	平26. 6. 3 ～ 平30. 6. 2	平26. 6. 3 1期目	○
教育長	要田 憲雄	教育長	平26. 6. 3 ～ 平30. 6. 2	平26. 6. 3 1期目	

※ 教育委員（教育長を含む。）の任期は4年間。

※ 保護者とは、未成年者に対し親権を行う者のことをいい、平成20年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第4項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれることが義務付けられた。

(2) 会議の開催状況（平成26年度実績）

定例会	12回（毎月1回）
臨時会	3回

(3) 審議状況（平成26年度実績）

ア 付議案件数

議案	20件
報告	16件

イ 会議に付された主な案件

- ① 奄美市教育委員会教育長の選任について
- ② 奄美市教育委員長の選任及び職務代理者の指定について
- ③ 奄美市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
- ④ 奄美市教育、文化及び芸術の各種大会参加費補助金交付要綱の制定について

- ⑤ 教育委員会活動の点検・評価報告書の提出及び公表について
- ⑥ 平成 27 年度「共に生きる教育」について

(4) 学校訪問

ア 学校訪問

教育現場の状況を教育委員が直接見聞する機会として、平成 26 年度は 8 校訪問している。

名瀬地区（奄美小学校，芦花部小中学校，朝日中学校） 3 校

住用地区（住用中学校） 1 校

笠利地区（赤木名小学校，屋仁小学校，佐仁小学校，赤木名中学校） 4 校

イ 学校給食訪問

学校給食を味わう週間に，教育委員が分担し，学校を訪問している。

ウ 運動会

各学校の運動会については，教育委員が分担し，全学校を訪問している。

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、奄美市教育行政評価会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関すること。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するもの

とする。

(市民の意見及びその反映等)

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検及び評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱(平成20年奄美市教育委員会告示第2号)第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議(以下「評価会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか，評価会議の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要領は，平成20年10月1日から施行する。